

【第3弾】山口市省人化・省力化機器等導入支援補助金(Q&A)

【事業の目的】

Q1.	この補助金は、どのような目的に対する事業ですか。
A1.	本補助金は、市内企業者が人手不足への対応として人が行う業務を代替する機器、ソフトウェア等を導入する費用の一部を補助することで、市内事業者の生産性向上及び事業継続を図ることを目的としています。

【補助対象者】

Q2.	この補助金の対象者を教えてください。										
A2.	次の(1)～(5)のいずれかに該当し、市内に店舗又は事務所を有する事業者が対象となります。 (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 中小企業基本法第2条（参考） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th><th>資本金・従業員規模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下のものは除く)</td><td>3億円以下又は300人以下</td></tr> <tr> <td>卸 売 業</td><td>1億円以下又は100人以下</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>5千万円以下又は100人以下</td></tr> <tr> <td>小 売 業</td><td>5千万円以下又は50人以下</td></tr> </tbody> </table> (2) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体で、以下の団体 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、信用協同組合、商工組合連合会 (3) 医療法第39条に規定する医療法人 (4) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 (5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下(ただし、小売業を主たる事業とする法人については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする法人については100人以下)のもの	業 種	資本金・従業員規模	製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下のものは除く)	3億円以下又は300人以下	卸 売 業	1億円以下又は100人以下	サービス業	5千万円以下又は100人以下	小 売 業	5千万円以下又は50人以下
業 種	資本金・従業員規模										
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下のものは除く)	3億円以下又は300人以下										
卸 売 業	1億円以下又は100人以下										
サービス業	5千万円以下又は100人以下										
小 売 業	5千万円以下又は50人以下										

Q3.	個人事業主は対象となりますか。
A3.	所得税の確定申告により事業収入を申告している方で、山口市内に住民票があり、且つ、山口市内で開業している(事業を実施している)方は対象となります。

Q4.	介護施設や病院は対象となりますか。
A4.	医療法人や医師、歯科医師、社会福祉法人の事業者も対象となります。

Q5.	店舗・事務所が市内にあるが、本社が市外の場合は対象となりますか。
A5.	市内に事業所を有し、その施設における事業であれば対象となります。

Q6.	これから創業する場合は対象となりますか。
A6.	申請時点において、1年以上継続して事業を行っていることが要件となるため、対象になりません。

Q7.	個人事業の引継ぎを受けて開業してから1年未満の場合は、対象となりますか。
A7.	個人事業の開業届書、廃業届書及び確定申告書等により、事業を引き継いだことや、引き継いだ事業が1年以上継続していることを確認できる場合は対象となります。

【対象要件】

Q8.	対象となる「店舗」「事務所」とはどのようなものですか。
A8.	事業のために所有又は賃貸借している専有施設において、店舗名(屋号)を掲げ、常設的に事業を行っているものです。

Q9.	対象外となる「店舗」「事務所」とはどのようなものですか。
A9.	例えば社員寮など、直接事業を行うための場所ではない施設等は対象外となります。

Q10.	機器等を導入する店舗は住宅と併用になります。対象となりますか。
A10.	原則、住宅併用の店舗、事務所等へ機器等を導入する場合は補助対象となりません。ただし、建物の出入口が別々である場合であって、建物の構造上、店舗部分と住宅部分が明確に分かれている場合は審査の上、対象となる場合があります。

Q11.	工場や作業所は対象となりますか。
A11.	本補助金の目的に沿った事業であれば対象となります。

Q12.	フランチャイズのコンビニも対象となりますか。
A12.	フランチャイズも対象要件に該当すれば対象となります。 (全国チェーンの直営店舗は対象外です)

Q13.	キッチンカーへの設備の導入は対象となりますか。
A13.	キッチンカーは固定された店舗や事務所と異なり所在地が特定できないため、対象となりません。

Q14.	これから飲食店を開店予定で、開店に向けて補助対象機器を購入予定です。補助金の対象となりますか。
A14.	対象となりません。 新たに設置する予定の店舗、事務所等に係る経費は補助の対象となりません。 機器を導入する店舗、事務所等は申請日時点で開業(営業)して1年以上経過している必要があります。

Q15.	市内で1年以上事業を営んでおり、これから別事業の店舗を新規営業予定ですが、補助金の対象となりますか。
A15.	対象となりません。 新たに設置する予定の店舗、事務所等に係る経費は補助の対象となりません。 事業を実施する店舗、事務所等は申請日時点で開業(営業)して1年以上経過している必要があります。

Q16.	現在店舗を休業中ですが、補助金の対象となりますか。
A16.	休業中の店舗等は補助の対象となりません。 申請日時点で店舗等を営業している必要があります。

Q17.	大企業の支店や営業所は対象となりますか。
A17.	大企業(みなし大企業を含む)は、対象外となっています。 A2. の市内で事業を営んでいる中小・小規模事業者・個人事業主・団体等が対象となります。

Q18.	指定管理を受けている公的な施設に備品を設置する場合、対象となりますか。
A18.	対象になりません。公的な施設の運営・管理は、それぞれの施設設置者において対策を講じるものであるため、対象になりません。

【申請について】

Q19.	申請書類等は、どこで入手できますか。
A19.	申請様式や必要書類については、山口市・山口商工会議所のウェブサイトからダウンロードが可能です。 問合せ先は、山口商工会議所 省人化・省力化補助金係(083-925-2300)となります。

Q20.	現在事項全部証明書や市税の滞納の無いことの証明書の有効期限はありますか。また、コピー等の写しでも可能ですか。
A20.	現在事項全部証明書や市税の滞納の無いことの証明書は申請日以前3か月以内に取得したものを提出してください。 また、現在事項全部証明書に代わるものとして、履歴事項全部証明書を提出することも可能です。 現在事項全部証明書は事業実態の確認のための書類の一つですのでコピー等の写しで構いませんが、市税の滞納の無いことの証明書は本証明書のみをもって納税確認をするため原本の提出をお願いします。

Q21.	申請は先着順ですか。
A21.	予算の範囲内において、先着順で申請を受付けます。 受理した申請は、随時審査・交付決定を行います。 なお、予算の範囲内で受付及び審査・交付決定を行いますので、予算に達した場合は募集期間中であっても募集を終了します。

Q22.	申請は、1事業者につき1回限りとなっているが、本店と支店がある場合の取り扱いはどうなるのか。
A22.	1事業者につき1回限りの申請となっていますので、複数の店舗・事務所がある場合は、まとめて申請してください。

Q23.	過年度に、本補助金に採択されたことがあるが、年度が変わると申請できるか。
A23.	同一の申請期間に提出できるのは1回ですが、採択を受けた際の申請期間が今回と異なっていれば申請は可能です。

Q24.	他の補助金と併用して申請できますか。
A24.	できません。国、県、市等の公的支援を受けた、又は申請中の場合は申請できません。

Q25.	購入予定の補助対象機器が、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業省力化投資補助事業」の製品カタログに登録されていました。独立行政法人中小企業基盤整備機構の補助金を申請しない場合は、山口市の補助金を申請できますか。
A25.	申請できません。 併用して申請しない場合であっても、補助金交付申請日において、「中小企業省力化投資補助事業」の製品カタログ登録されている製品の導入に係る経費は、対象外となります。

Q26.	募集要項の2ページに「補助金交付申請日において、「中小企業省力化投資補助事業」の製品カタログ登録されている製品の導入に係る経費は対象外」と記載がありますが、補助金交付申請日は交付申請書に記載をした日のことですか。
A26.	はい、そのとおりです。 ただし、交付申請書に記載された日付から、交付申請書を山口商工会議所にて受領した日の期間が大きく開いている場合で、申請された機器が受領した時点で製品カタログに登録されている場合は、対象外となる場合があります。

Q27.	独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業省力化投資補助事業」の製品カタログはどうやって確認できますか。
A27.	以下のウェブサイトより確認いただけます。 https://shoryokuka.smrj.go.jp/

Q28.	助対象機器の導入や設置工事はいつからできるのですか。
A28.	機器、ソフトウェア等の購入、リースや利用の開始、工事着手は、交付決定日以降としてください。 なお、交付決定の通知は、申請書の提出から概ね2週間以内に行います。

Q29.	補助金の申請をする前に、補助対象機器を導入した場合は対象となりますか。
A29.	対象となりません。 本補助金については、本補助金の交付決定を受けた日から着手した事業が対象となるため、対象外です。

Q30.	契約書は必要ですか。
A30.	契約書がなくても、領収書に発注先や品目(製品名、型番等)、数量、単価、消費税が明記されていれば領収書で構いません。なお、「〇〇の設置費として」や「〇〇工事一式」という記載のみでは確認ができないため、その場合は、契約書等の内訳が分かる書類が必要となります。

Q31.	支払いを確認できる書類を廃棄してしまったが、申請は可能ですか。
A31.	対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象とは認められません。再発行などで対応してください。

Q32.	領収書はコピーでも構いませんか。
A32.	コピーでも構いません。領収書は、発注先や事業内容、対象経費と対象外経費が分かるものを提出してください。

Q33.	事業が完了する日(令和9年2月19日)までの期日にどのような状態であればよいのですか。
A33.	令和9年2月19日までに機器等の導入・工事が完了したものが対象となります。また、事業完了から30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに支払いの完了と実績報告書の提出が必要となります。

Q34.	事業完了後に補助金はいつ入金されますか。
A34.	事業完了後、実績報告書を提出していただき、最終的な補助金額の確定を行った後、2週間程度でお支払いします。

【補助対象となる経費及び機器等について】

Q35.	消費税は対象となりますか。
A35.	補助対象経費は「消費税及び地方消費税額」を除いた額となります。申請書の記載欄に税込み金額と補助対象経費となる税抜き金額を記載していただきます。

Q36.	中古品は、補助の対象となりますか。
A36.	補助の対象となりません。

Q37.	申請者と発注先の購入・施工事業者が同一でも対象となりますか。
A37.	対象となりません。 また、申請者の親会社、子会社などの関連会社(申請者と資本関係(連結決算等)のある会社、役職員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等)との取引に係る経費についても対象となりませんのでご注意ください。

Q38.

複数の機器・ソフトウェア等(例:自動精算機とセルフオーダーシステム)を同時に導入する場合、それぞれ補助対象経費の対象となりますか。

A38.

それぞれ対象となります。

購入費とリース費又は利用料の両方を対象とすることができます。

また、複数機器を導入した場合でも、補助対象経費の合計額に対して補助率は2分の1、補助上限額は50万円が限度(そのうち、リースまたは利用に要する経費は最大10万円まで)になります。

なお、申請は1事業者あたり1回限りの申請となりますので、複数の機器を導入する場合はまとめて申請してください。

※補助対象経費は以下の区分のいずれか1区分に限ります。

区 分	内 容	補助率 補助上限額
補助対象機器等 を購入する場合	・購入費 ・工事費 ・市長又は運営主体が必要と認める経費	補助対象経費(税抜)の 2分の1 50万円
補助対象機器等 を リ ー ス 又 は 利 用 す る 場 合	・リース費 ・利用料 ・工事費 ・市長又は運営主体が必要と認める経費	補助対象経費(税抜)の 2分の1 10万円

Q39.	補助対象機器8万円(税抜)を購入予定です。その際、補助対象機器と併せて、タブレット端末10万円(税抜)も機器を利用するのに必要なため、一緒に購入予定です。この場合、タブレット端末の購入費用は対象となりますか。また、対象の場合は、タブレット機器はいくら補助されますか。
A39.	タブレット端末のような、汎用性があり他の用途に使用可能なものについては、補助対象機器を購入する場合で、且つ、機器の導入と併せて必要と運営主体が判断した場合に限り、<u>補助対象機器の購入費用の 1/2 を上限として対象とすることから、</u> 4万円(8万円(税抜) × 1/2)がタブレット端末の対象費となります。 補助対象機器の購入費 8万円 + タブレット端末の対象費4万円 = 12万円(補助対象経費)

	$12\text{万円(補助対象経費)} \times 1/2\text{(補助率)}$ $= 6\text{万円(補助額)}$ この場合の補助額は6万円になります。
--	--

Q40.	補助対象機器を毎月の利用料を支払い導入する予定です。その際に必要となる初期費用は対象となりますか。
A40.	補助対象機器の導入に必要な初期費用であれば対象となります。ただし、汎用性があり、他の用途に使用可能なもの(例:タブレット端末等)の購入費は対象となりません。

Q41.	会計ソフトウェアを購入せずに、クラウド型のソフトウェアを利用する予定です。この場合は、補助対象経費はどうなりますか。
A41.	クラウド型のソフトウェアを利用する場合の補助対象経費の区分は、補助対象機器等をリース又は利用する場合(A36参照)となり、補助率及び補助上限額は、補助対象経費(税抜)の2分の1、上限額10万円です。 利用料が月額で発生する場合は、交付決定日から令和9年2月19日までの利用料で、且つ、実績報告の日(事業完了後30日以内、又は令和9年2月26日のいずれか早い日まで)までに支払われた経費が対象となります。 例えば、交付決定日以降で、8月から機器を導入し、リース料が8月分から発生する場合、2月19日利用分までが対象となりますが、2月26日までに支払いを済ませて実績報告書を提出していただく必要があります。 なお、交付決定日以降に1年分の経費を一括で支払っている場合でも、補助対象期間は2月19日利用分までとなり、以降の利用料は補助対象経費となりませんので、補助対象期間分と補助対象期間外(2月20日以降)の内訳が分かるようにしてください。 按分ができない等、補助対象経費との区別ができない場合は、対象となりませんのでご注意ください。

Q42.	既存の機器の増設は対象となりますか。
A42.	単純に生産性が向上するのではなく、人が行う既存の作業が省人化・省力化に繋がる場合は同種機械の増設も対象となります。

Q43.	現在あるソフトウェアの更新は対象となりますか。
A43.	原則、単なる更新は対象となりません。 但し、性能の向上だけではなく、機能が多数追加される等により、明らかに省人

	化・省力化に繋がると認められる場合は対象となる場合があります。
--	---------------------------------

Q44.	現在ある機械の入れ替えは対象となりますか。
A44.	原則、単なる入れ替えは対象となりません。 但し、A41と同様に、機能の向上だけではなく、機能が多数追加される等により、明らかに省人化・省力化に繋がると認められる場合は対象となる場合があります。

Q45.	補助対象経費の支払いをクレジットカードで払った場合は対象となりますか。
A45.	対象となります。ただし、実績報告書の提出日までに銀行口座からの引き落としが確認できるものが必要になります。また、支払を証する書類として以下の①～②の資料の提出が必要です。 ①カード会社からの明細 ②口座から引き落とされたことがわかる書類(通帳の写し等)

Q46.	紙の通帳が発行されていない場合、補助金の振込先が分かるものは何を提出すれば良いですか。
A46.	振込照合表や、金融機関のウェブサイト等にログインして口座情報が分かる画面をスクリーンショットしたものの写しなど、口座番号、口座種別、口座名義が記載されたものをご提出ください。

Q47.	補助対象経費を、ポイントを利用して支払った場合は対象となりますか。
A47.	対象となりません。 法定通貨以外(例:仮想通貨、商品券、ポイントなど)を利用して支払った場合には、その利用された金額分を除いて補助対象経費を算出する必要があります。